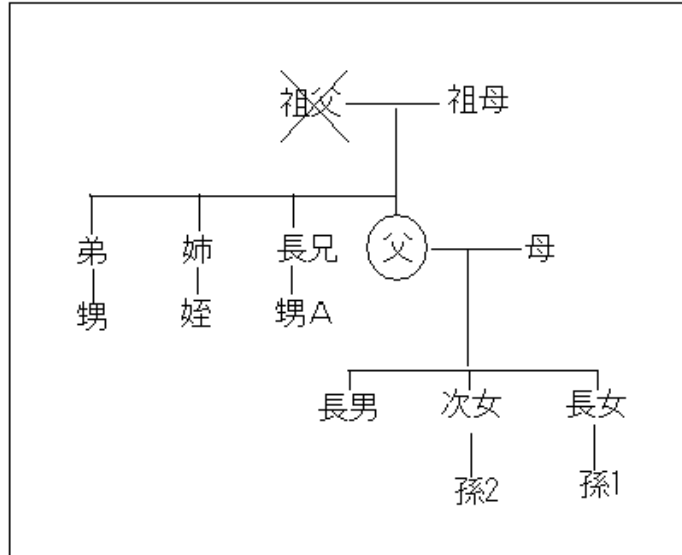


相続の放棄

被相続人が死亡して相続が開始すると、相続人は被相続人の財産を包括的に承継するということになります。しかし、被相続人が多額の債務を抱えているとき相続人はその相続財産を相続したくないことがあります。相続の開始時は相続人の意思は関係なく考慮されていないので、民法は相続人に相続の放棄・承認という制度を設けています。

相続放棄（例：相続関係図）

1、父が死亡し相続が開始し、相続人は母、長女、次女、長男の4人ですが、父には多額の債務があり母、長女、次女、長男の4人は、家庭裁判所で相続放棄の意思を申述し受理審判がされた。ここでは、相続放棄者の直系卑属（孫1、孫2）がいても、放棄者を代襲することはありません。但し、長女が父よりも先に死亡している場合は、孫1は相続放棄をしなければ債務を相続してしまいます。



2、上記で第1順位相続人が相続放棄をしたときは、第2順位の相続人である（祖父は既に死亡しているので）祖母だけが遺産を相続することになります。ここで、祖母は相続放棄をしなければ債務を相続してしまいます。

3、上記で祖母が相続を放棄した結果、第3順位の相続人である姉、弟、長兄の3人が遺産を相続することになりますので、相続放棄をしなければ債務を相続してしまいます。ここで、もしも長兄が被相続人（父）よりも先に死亡している場合は、甥Aは相続放棄をしなければ債務を相続してしまいます。

【相続放棄の遡及効】

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす（民法 939 条）

【熟慮期間】

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。（民 915 条）

【相続放棄】

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。（民法 938 条）

【相続放棄の効果】

相続放棄は絶対効があるため、その効果を第三者にも対抗できる。